

新聞で所覧のこと、存じます。賤団法人原子力研究所では私どもに
同研究所参予に就任してほしいと依頼して参りました。

私どもは何れも原子核特別委員会の委員長或は委員であり(更に
伏見は原子力問題委員会の委員長)菊池は原子核研究所長として
身分をもちております。従って私どもとしてはこの就任が役からとして
ものでなくとも、前回朝永が予算打合会の委員となつた時と同様の考
で就任について夫々これら関係方面の了承を得る事が妥当であると考
こに貴意を得たく存する次第です。

菊池につきましては、去る一月二十四日の核研小委員会にて委員各位の
御意見をうかがいました。先般の理事就任については、辞退した方が
よいという意見が多数ありました。今回の参予は理事と異つて諮問機
であり、いはば原子力研究所外部の者としての自由な立場を保持する
ことができるので(これに対し、理事は原子力研究所の事業遂行の当時者
いわば研究所内部の者であります)必ずしも辞退しないでもよいで
あろう。むしろ原子力研究所の研究事項と原子核研究所の研究
事項、或はもとひらく原子力研究と原子核研究との境界的分野
に於て、諮問機関に菊池の如き人の居ることが實際上必要でもあると
いふことでありました。但し、小委員会がそれを了承するのは、参予
に就任しても菊池個人として勝手な行動をとるのでなく、原子核研究所
の所長の立場を忘れないこと、或はもとひらく原子核研究者の意向を
うしろひかえてゐることを忘れないこと、基本的態度で行動するといふ
意味に於てあること、これらの真を明確にして、小委員会として了承
してよいであろうといふことでありました。

朝永(及び伏見)につきましてはやはり同様な考へ方でわれわれの
研究と原子力研究との交錯する面で、原子力研究所に対して意見
を述べるところを持つことが實際上必要でもあるかと思われまふ。
以上のような考へ方で、私どもは個人の名に於てその就任であるも
研究者の意向が、うしろひかえてゐるといふ真を忘れないといふ基本的
態度でのぞきたいと存じます。

このような考へ方で私どもが参予を引受けるとして承知していただける
でしょうが、同封のはがきで二月六日までには忘れなく貴意を得たく
存じます。

(尚、私どもは原子核特別委員会の各意の御意向のほかに原子力問題
委員会の意向も尊重したいと思つて居ります。)

一月二十七日

朝永 振一郎
菊池 正士
伏見 康治

c111-024-023

御参考までに、原子力研究所寄附行為中、関係ある部分と
ぬきばきりして添えます。

才十八條

- 本財団に顧問若干名を置くことが出来る。
- 2. 顧問は學識経験あるもの、うちから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3. 顧問は、本財団の目的遂行に關係ある重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

才十九條

- 本財団に相談役若干名を置くことが出来る。
- 2. 前條才二項と同じ。
- 3. 相談役は本財団の運営に關係ある重要事項について、理事長の諮問に應ずる。

才二十條

- 本財団に参与若干名を置くことが出来る。
- 2. 前條才二項と同じ。
- 3. 参与は本財団の事業實施に關係ある専門的事項について、理事長の諮問に應ずる。

尚、この財団法人は本年度限りをもって廿二年度からの本格的な研究所
に於ては別の体制になるであります(よう)。